

令和3年4月26日

堺市総合福祉会館ご利用のみなさまへ

堺市総合福祉会館

## 緊急事態宣言発令にともなう貸室等の利用休止について

緊急事態宣言の発出および大阪府の方針等に基づき、本会館につきましては、以下の対応をさせていただきます。みなさまにはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 期 間

令和3年4月25日（日）～緊急事態宣言終了日まで

### 対応内容

#### ○貸会議室の全面利用休止

- ・すでにご予約いただいているものを含めた全面休止となります。
  - ・利用料については全額還付させていただきますので、会館窓口までお問合せください。
  - ・貸室抽選会については予定どおり実施致します。
- ※窓口での申込期日は「緊急事態宣言終了日以降1週間以内」に延長します。

#### ○その他会館利用の一部制限

- ・期間中、開館時間を9：00～17：30とします。
- （祝日は従来どおり終日休館です）

### ※上記の内容については変更となる可能性がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等にてお知らせいたしますのでご確認ください。

—お問合せ先—

堺市総合福祉会館（電話：072-222-7500 ファックス：072-221-7409）